

京都市西京区桂坂しらかば西地区建築協定

建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町三丁目 300 番地 5 ほか 18 筆

運営委員会連絡先

電話 — —

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第 1 条 この協定は、建築基準法及び京都市建築協定条例の規定に基づき、第 5 条に定める区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び意匠に関する基準について協定し、周辺住宅地との調和を図り、団地の安全性を確保し、住宅地としての環境を維持推増進することを目的とする。

■ 建築物の用途

第 6 条 建築物は次の各号に掲げる用途以外の用途に供してはならない。

- (1) 1 戸建て専用住宅
- (2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物。
- (3) 前各号の建築物に附属するもの。

■ 建築物の敷地

第 7 条 建築物の敷地は分譲時（以下「分譲時」とは、日本勤労者住宅協会が建築物を土地の所有者等に譲渡した時点をいう。）のとおりとし、その分割はできないものとする。

■ 人工地盤

第 8 条 人工地盤については、その位置、構造、仕様等は分譲時のとおりとし、改修変更、除去等の現状変更行為は一切できないものとする。但し、補修、塗装等の維持管理行為を除く。

■ 建築物の位置

第 9 条 建築物の位置は分譲時のとおりとし、その変更をすることはできない。但し、第 1 2 条及び第 1 3 条の規定による場合を除く。

■ 建築物の高さ

第 1 0 条 建築物の高さは、全面道路の路面の中心からその高さを 2. 5メートル以下とする。

■ 建築物の構造・形態・意匠

第 1 1 条 建築物の構造、屋根及び外壁の形式、使用材料並びに色は、分譲時のとおりとする。

■ 増築の禁止

第 1 2 条 建築物は増築できないものとする。又、ルーフテラスに工作物を設置してはならない。但し次の各号のいずれにも該当するものを除く。

- (1) 別図に斜線で示す範囲に増築又は設置する 1 0 平方メートル以下のもの。
- (2) 高さは、4. 2メートル以下とし、その形態、構造、意匠は分譲時の建築物に準ずるものであること。
- (3) 基礎は人工地盤の構造に適合し、沈下に対する対策を施したものであること。

■ 改築等

第13条 建築物の改築，建て替え等（以下「改築等」という。）は，当該改築等が次の各号のいずれにも該当する場合はこれを行うことができる。

- (1) 協定区域及びその周辺的美観風致を損なわないものであること。
- (2) 基礎，外壁，屋根の位置は，分譲時の各々の位置を超えないこと。但し，増築部分については前条の規定による。
- (3) 形態意匠は第11条の基準によるものであること。
- (4) 悪臭，騒音を出す等，協定区域の環境を悪化させる恐れのある工作物等の設置を伴わないこと。
- (5) 分譲時2層階に設置している物置の移動については，第17条の規定によること。
- (6) その他，この協定の他の条項に反するものでないこと。

■ 緑道

第14条 緑道（別図）は，当団地及び周辺的美観風致並びに良好な住環境を維持するために保全し，緑化を推進すべき区域とする。但し，別図に網線で示す範囲は除くものとする。

2 前項の目的のため土地の所有者等は植栽，歩道が隣接地と連続するよう維持するため以下の各号に掲げる行為を行ったり又はさせてはならない。

- (1) 緑道の形状を変更又は取り壊すこと。
- (2) 緑道に構築物又は工作物（塀又は扉等これらに類する一切のものを含む）の設置をすること。

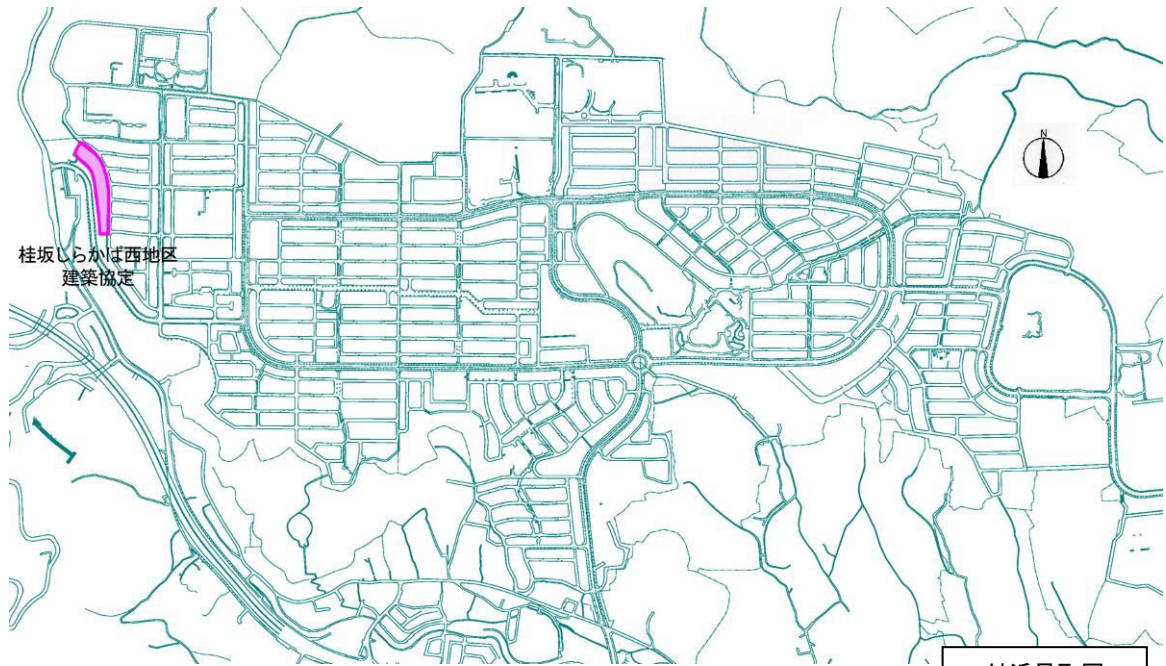
■ 広告物

第15条 協定区域内に看板等の広告物を設置又は掲示することを禁止する。但し，協定区域内の土地，建物等の販売に供するもの及び次の各号のいずれにも適合するものを除く。

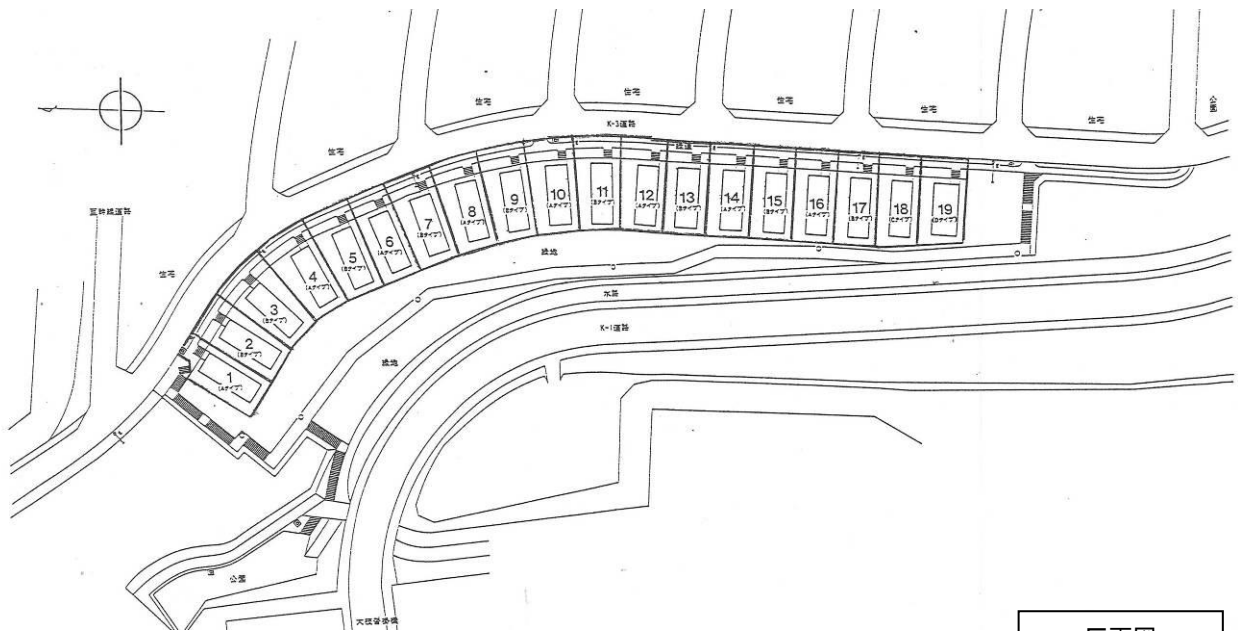
- (1) 土地の所有者等の自己の用に供するもの。
- (2) 土地の1区画につき，看板等の表示面積が1平方メートル以下のもの。
- (3) 看板等が敷地境界線（全面道路側については緑道の擁壁面）から0.9メートル以上後退し，高さが軒の高さを超えないもの。
- (4) 屋外広告物法及びこれに基づく京都市屋外広告物等に関する条例に適合するもの。

■ 公共施設等

第16条 巡査派出所，公衆電話所その他建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物，及び工作物については，第11条，第12条，第14条，第17条に定める規定は適用しない。



付近見取図



区画図